

乙第9号議案

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「施設」を「施設等」に改める。

第10条第1項第1号コ及び第2号ウ中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

母子保健法の一部が改正されることに伴い、母子健康センターの名称を母子健康包括支援センターに改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。